

第2期 奈良県森林環境の維持向上及び 県産材の利用促進に関する指針

(令和8年度-令和12年度)



令和8年

奈良県



第1編 基本的事項	
1. 指針策定の趣旨	1
2. 指針の位置づけ	1
3. 指針の期間.....	1
4. 指針の構成.....	2
第2編 社会情勢の変化と森林・木材の関わり	
1. 木材価格の下落	3
2. 災害の発生（地球温暖化）	4
3. 森林機能の低下（施業放置）	5
4. 林業就業者の減少	6
5. 小規模な所有形態	7
6. 森林環境に対する意識の高まり.....	8
7. 公的管理の必要性の高まり	9
8. 住宅着工の減少	10
9. 製材工場の減少	11
10. 製材品出荷額の減少	12
1 1. 木材利用に対する意識.....	13
第3編 理念・目標・施策の柱（8本柱）	
1. 理念.....	15
2. 目標.....	16
3. 施策の柱（8本柱）	17
第4編 施策の展開	
1. 施策体系	21
2. 施策の柱.....	23
I 新たな森林環境管理体制の推進.....	23
II 災害に強い森林づくり	28
III 持続的に森林資源を供給する森林づくり	33
IV 生物多様性が保全される森林づくり.....	40
V 森林のレクリエーション機能の強化.....	44
VI 県産材のブランド戦略の推進	47
VII 県産材の需要拡大.....	50
VIII 県産材の加工・流通の促進	55
第5編 その他必要事項	
1. 目指すべき森林の基本的な考え方	59
2. 地域森林計画に定める事項	61
3. 市町村森林整備計画の確認	61
第6編 指針の進行管理	

1. 指針策定の趣旨

本県では、県土の約8割を森林が占めており、春日山の原始林や大峯奥駈道などの山岳景観を有する森林、吉野の人工美林など、多様で貴重な森林資源を有しています。

しかし近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、豪雨災害の頻発や多様な生態系への影響など、様々な課題が顕在化しており、森林が持つ多面的な機能への期待が一層高まっています。

その一方、木材価格の低迷、山村地域の人口減少や高齢化の進行など、林業を取り巻く環境の変化により、林業経営を通じて森林環境を維持する従来のモデルは、持続可能性の面で困難に直面しています。

こうした状況を踏まえ、県では森林を県民共通の財産と位置づけ、その多面的機能を持続的に発揮させるため、令和2年3月30日に「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例」（以下「森と人の共生条例」）及び「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」（以下「県産材利用促進条例」）を制定しました。

さらに、これらの条例に基づき、森林環境管理制度の新たな方向性を明確にし、森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした「奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針」（以下「前期指針」）を令和3年3月に策定し、令和3年4月から具体的な施策・事業を実施してきました。

本指針は、前期指針に基づいて実施してきた施策について、この間の進捗状況や社会情勢の変化を把握・評価したうえで適切に見直し、令和8年度から令和12年度までの5年間に取り組む施策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

2. 指針の位置づけ

本指針は、森と人の共生条例第9条に規定する「森林環境の維持向上に関する指針」及び県産材利用促進条例第二章に規定する「県産材の安定供給及び利用の促進に関する基本的施策」を推進するために作成するものであり、県民、森林所有者、林業事業者、建築関係事業者、木材産業事業者、森林組合、行政等の各主体が積極的な連携、協力のもと、中長期的に取り組む行動計画として示すものです。

3. 指針の期間

期間は、令和8年度から令和12年度までの5ヶ年とします。

4. 指針の構成

本指針の構成は以下のとおりです。

- 第1編：基本的事項
- 第2編：社会情勢の変化と森林・木材との関わり
- 第3編：理念・目標・施策の柱（8本柱）
- 第4編：施策の展開
- 第5編：その他必要事項
- 第6編：指針の進行管理

なお、本指針の第3編は、森と人の共生条例第9条第2項に規定する「1 森林環境の維持向上に関する目標」、「2 森林環境の維持向上に関する施策の方針」、「3 森林環境の維持向上に関する施策の基本となる事項」を示し、第5編は「4 前3号に掲げるもののほか、森林環境の維持向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものとします。